

山梨学院短期大学研究倫理規程

(平成25年2月28日制定)

(目的)

第1条 山梨学院短期大学（以下「本学」という。）における学術研究が、科学的及び社会的規範に照らし適切な方法で遂行され、社会的信頼を確保することを目的とし、研究に従事するすべての研究者の遵守すべき倫理基準をここに定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究」とは、専門的・学際的・総合的に行う個人研究や、学内外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究等をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学の専任教員のみならず、本学の研究活動に従事する者を指し、学生であっても研究に関わるときは「研究者」に準ずるものとする。

3 この規程において「研究費」とは、第1項の研究に従事する研究者等に本学が交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学におけるすべての研究の最高管理責任者は学長とする。

2 最高管理責任者は、研究倫理の保持及び研究費の運営・管理が適正に行われるよう体制の整備を行う。

3 最高管理責任者は、本学研究倫理委員会から研究活動にかかる以下の報告を受けた時は、当該研究の計画及び遂行の中止を命ずることができる。

(1) 研究倫理上の問題及び不正行為等が生じているおそれがある場合

(2) 研究倫理上の問題及び不正行為等が生じた場合

(統括管理責任者)

第4条 本学におけるすべての研究の統括管理責任者は、教務部長とする。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究倫理の保持及び研究費の運営・管理が適正に行われるよう体制の整備を行う。

(研究者の倫理及び責務)

第5条 研究者等は研究に際し次の事項を遵守する。

(1) 生命と個人の尊厳を重んじ、基本的人権や平和・福祉に反する研究を行ってはならない。

(2) 他の国・地域の文化、伝統、価値観、規範等の理解に努め尊重し、また、性別、人種、思想、宗教などによる差別を行ってはならない。

(3) 国際的に認められた規範、規約及び条約、わが国の法令、告示等及び学校法人 C2C Global Education Japan（以下「本法人」という。）の諸規程等を遵守する。

(4) 産学官連携による受託研究、共同研究活動にあっては、利害関係が相反する事態の発生を回避するよう努めなくてはならない。

- (5) 共同研究者、研究協力者、研究支援者が対等な人格であることを理解し、お互いに尊重しなければならない。特に学生に対しては、不当な取り扱いや不利益を被らせないよう、十分配慮をしなければならない。
- (6) 研究者は、研究活動及び研究費の取り扱いについて、不正行為が起きないように注意しなくてはならない。
- (7) 不正な行為が行われていることを知ったときは、その改善に努めなくてはならない。
- (8) 研究成果の公表と社会への還元を積極的に行わなければならない。

(資料・情報・データ等の利用及び管理)

第6条 研究のために収集した資料・情報・データ等の滅失・漏洩・改ざん等を防ぐための適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究のために収集した資料・情報・データ等を、一定期間保存・保管しなくてはならない。ただし、法令又は本法人の規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

(説明及び同意)

第7条 人の行動・環境・心身等に関する個人の資料・情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等についてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

- 2 組織、団体等から当該の資料・情報・データ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。
- 3 前各項に関わる研究活動のうち、倫理上の問題が生じるおそれのあるものについては、研究活動等に係る適否等について、事前に研究倫理委員会に申請を行い承認を得るものとする。

(個人情報の保護)

第8条 プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した個人を特定できる資料・情報・データ等は、本法人の「個人情報の保護に関する規則」に従うものとする。

(機器、薬品、材料等の安全管理)

第9条 研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係法令・関連規程及び取り扱い要領等を遵守し、最終処理まで含め責任を持って安全管理に努めなければならない。

(研究成果公表)

第10条 研究成果を広く社会に還元するために研究倫理に則り適切な方法によって公表しなければならない。

- 2 研究成果の公表には、次の各号に留意しなければならない。
 - (1) データや論拠の信頼性を確保すること。
 - (2) ねつ造、改ざんを行わないこと。
 - (3) 引用なしに他者の研究成果を使用しないこと。

- 3 他者の研究成果を引用する場合は、適切な表現を心がけなければならない。不適切な引用、引用の不正確さ・不備、誇大な表現や誤解を招く表現などは、不正行為と見なされることを十分認識すること。
- 4 共同研究者や論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の公表・利用に際しては明確な同意を得なければならない。
- 5 公表に際しては、著作者権限や先行研究に十分な注意を払い、各研究組織、研究分野、学会及び学術誌等の固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

(他者の業績評価・検証)

- 第11条** 研究者が、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価・検証に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準・審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなくてはならない。
- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(モニタリング及び監査)

- 第12条** 本学は、研究費等の適正な運営・管理を徹底するため、モニタリング及び監査を実施する。

(本学の責務)

- 第13条** 研究者の研究倫理意識を高めるために必要な啓発活動、倫理教育を実施する。
- 2 研究倫理教育責任者は教務部長とする。
 - 3 研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談、又は不正に係る申立て、情報提供並びに本規程に関する相談、照会等に対応するための窓口を以下の通り設置する。
 - (1) 研究に関する事務手続き及び研究費等に関する規程について、学内外からの相談を受け付ける窓口を事務局内に置く。
 - (2) 研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた学内外の者からの苦情、相談、又は不正に関する申立てや通報（告発）を受け付ける窓口を法人本部総務部総務課に置く。
 - 4 本規程の運用を実効あるものとするために、研究倫理委員会を設置する。

(通報（告発）の受付体制)

- 第14条** 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、通報（告発）窓口に対して通報（告発）を行うことができる。
- 2 通報（告発）は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
 - 3 窓口の責任者は、匿名による通報（告発）について、匿名によったことの理由が述べられている場合には、法人本部総務部所属長と協議の上、これを受け付けることができる。

- 4 通報（告発）窓口は、通報（告発）を受け付けたときは、速やかに学長に報告するものとする。学長は、当該通報（告発）に関係する各科の長及び研究倫理委員会等に、その内容を通知するものとする。
- 5 通報（告発）窓口は、通報（告発）が郵便による場合など、当該通報（告発）を受け付けられたかどうかについて通報（告発）者が知り得ない場合には、通報（告発）が匿名による場合を除き、通報（告発）者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループの氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る）は、法人本部総務部所属長は、これを匿名の通報（告発）に準じて取り扱うことができる。

（通報（告発）の相談）

- 第15条** 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報（告発）の是非や手続について疑問がある者は、通報（告発）窓口に対して相談をすることができる。
- 2 通報（告発）の意思を明示しない相談があったときは、通報（告発）窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して通報（告発）の意思の有無を確認するものとする。
 - 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、相談窓口は、学長及び法人本部総務部所属長に報告するものとする。
 - 4 第3項の報告があったときは、学長及び法人本部総務部所属長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

（告発窓口の職員の義務）

- 第16条** 通報（告発）の受付に当たっては、通報（告発）窓口の職員は、通報（告発）者の秘密の遵守その他通報（告発）者の保護に努めなければならない。
- 2 通報（告発）窓口の職員は、通報（告発）を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
 - 3 第2項の規程は、通報（告発）の相談についても準用する。

（事務）

- 第17条** この規程に関する事務は、事務局が取り扱う。

（改廃）

- 第18条** この規程の改廃は、拡大教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年6月26日から施行する。